

設楽町ふれあい広場
設楽町名倉水泳プール
設楽町田口テニスコート

指定管理者募集要項

令和 8 年 7 月
愛知県北設楽郡設楽町
教育委員会

目 次

第1 基本的事項	
(1) 趣旨	1
(2) 管理運営に関する基本的な考え方	1
第2 設楽町ふれあい広場、設楽町名倉水泳プール及び設楽町田口テニスコートの概要	
(1) 指定管理を募集する施設の名称及び所在地	1
(2) 設置目的	1
第3 開設期間等	
(1) 利用期間及び利用時間	2
第4 指定管理者が行う業務の範囲	
(1) 指定管理者が行う業務の範囲	2
(2) 指定期間（予定）	2
第5 管理運営収入	2
第6 備品・システム等	3
第7 修繕費等の分担について	3
第8 管理の基準等	3
第9 申請に関する事項	
(1) 申請者の資格	3
(2) 複数申請の禁止	4
(3) グループ申請に関する事項	4
(4) 申請方法	4
(5) 申請に関する留意事項	4
(6) 提出書類	4
(7) 事業計画書の記載内容	5
第10 申請等のスケジュール	
(1) 指定管理者の指定申請及び選定スケジュール	5
(2) 募集要項等の配布期間及び配布場所	6
(3) 施設見学	6
(4) 留意事項	6
第11 審査及び選定に関する事項	
(1) 1次審査	7
(2) 2次審査	7
(3) 選定結果等の通知及び公表	7
(4) 審査項目	7
第12 指定管理の指定に関する事項	
(1) 指定管理者の指定	7
(2) 協定の締結	7
(3) 指定の取消	8

第1 基本的事項

(1) 趣 旨

この募集要項は、設楽町ふれあい広場、設楽町名倉水泳プール及び設楽町田口テニスコート（以下「本施設」という。）の管理について、本施設利用者（以下「利用者」という。）のサービス向上と本施設管理経費の節減を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び設楽町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「条例」という。）第2条の規定により、指定管理者の募集を行うために必要な手続き等を定めたものです。

(2) 管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法の改正により従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、多様化する住民ニーズに応えるとともに、公の施設を効果的・効率的に管理運営するため、民間の能力を活用し、サービスの向上と経費縮減を図ることを目的として導入されたものです。

従って、指定管理者は、自らの責任と判断によって、施設を適正に管理運営するとともに、利用者へのサービス向上に努めていかなければなりません。

また、設楽町は施設の設置者として指定管理者に対して指示を行うものとし、指定管理者はその指示に誠実に対応することが求められます。

- i 運営業務にあたっては、施設の設置目的に沿うとともに、関係法令等の規定を遵守すること。
- ii 特定の個人や団体に対して、有利あるいは不利になるような取り扱いをしないこと。
- iii 利用者や町民の意見・要望を管理運営に反映させること。
- iv 事業計画書等事前提出書類に基づき、適正かつ効果的な運営を行うこと。
- v 施設整備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- vi 施設の効率的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- vii 業務に関連して取得した利用者等の個人情報を適切に取り扱うこと。
- viii ごみの減量、省エネルギー、CO₂削減等環境に配慮した施設運営に努めること。
- ix 防火・防災対策を適切に実施し、利用者の安全確保に努めること。
- x 利用者に対する接遇に細心の注意を払うこと。
- xi 指定管理者が施設の运营管理に関する規定等を定める際には、町と事前協議を行うこと。

第2 本施設の概要

(1) 指定管理を募集する施設の名称及び所在地

(ア) 設楽町ふれあい広場

名 称	所 在 地
スイスイパーク	設楽町田口字後口4番地4
多目的広場	

(イ) 設楽町名倉水泳プール

名 称	所 在 地
設楽町名倉水泳プール	設楽町東納庫字ヲトシ山2番地1

(ウ) 設楽町田口テニスコート

名 称	所 在 地
設楽町田口テニスコート	設楽町清崎字下ノ沢3番地2

(2) 設置目的

本施設

町民に体育の場を提供することにより、健康の増進を図るための施設です。

第3 開設期間等

利用期間及び利用時間

(ア) 設楽町ふれあい広場

施設名	区分	利用期間・利用時間
スイスイパーク	温水プール	設楽町ふれあい広場規則のとおりです。
	トレーニングルーム	
	多目的ホール	
	会議室	
	和室	
多目的広場	屋内コート	設楽町ふれあい広場規則のとおりです。
	ステージ	
	照明施設	
	屋外コート	

(イ) 設楽町名倉水泳プール及び設楽町田口テニスコート

施設名	利用期間・利用時間
設楽町名倉水泳プール	設楽町社会体育施設規則のとおりです。
設楽町田口テニスコート	設楽町社会体育施設規則のとおりです。

第4 指定管理者が行う業務の範囲

本施設の管理の基本的な内容は、次のとおりです。

(1) 指定管理者が行う業務の範囲

- i 施設の運営及び維持管理(備品等を含む)に関する業務
- ii 施設利用の許可・利用の中止及び利用料金徴収に関する業務
- iii 施設の利用促進に関する業務
- iv 上記業務に付随する業務

(2) 指定期間(予定)

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで(5年間)

なお、この指定期間は、設楽町議会(以下「議会」という。)の議決が必要なため、議会の議決後に確定します。

第5 管理運営収入

指定管理者は、利用料金収入及び町が支払う指定管理料により、管理運営を行うことになります。

(1) 利用料金制の採用

地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制を採用しますので、施設等の利用者が支払う利用料金については、指定管理者自らの収入となります。

また、利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が利用料金を定めるものとします。

(2) 指定管理料

指定管理料は、指定管理者が指定管理業務を行うために必要な経費として、町が指定管理者に対して支払うもので、その額は第4-(1)に掲げる指定管理業務に必要な経費(指定管理経費)から利用料金見込額を差し引いた額とします。

なお、指定管理料の額は、応募時に提出された収支計画書において提示のあった金額を踏まえ、年度ごとに予算の範囲内で指定管理者と協議の上、別途締結する年度協定において定めます。

また、今後、消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」という。）の変更に可能性があります。収支計画書については、指定期間を通して現行の消費税率で作成してください。

(3) 指定管理料の支払い

指定管理料は、町の予算の範囲内で、町と指定管理者の協議により、毎年度締結する年度協定書において定めるものとします。

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌3月31日まで）毎に予算の範囲内で分割により支払います。

(4) 指定管理料の精算

指定管理料の過不足については、原則的に指定管理料の精算は行わないものとします。

よって、利用料金収入の増加や経費の削減など指定管理者の努力により生み出された余剰金については、年度末精算による返還は求めませんので、利用期間や利用時間の変更、自主事業の実施など、利用促進のための積極的な提案を求めます。

また、利用料金収入の減少等により、経費に不足が生じた場合であっても増額はしませんので、事業計画・予算立案の際は注意してください。

ただし、それぞれの年度における指定管理料と総利用料金収入の合計額を第4に規定する指定管理者が行う業務の範囲に係る業務管理運営総経費（以下「総経費」という。）で除した数値が0.95を下回る場合には、甲乙協議の上、総経費に0.95を乗じた金額から指定管理料と総利用料金収入の合計金額を差し引いた金額を指定管理料に加算して支払うことができます。

第6 備品・システム等

設楽町から無償で貸与する備品以外に指定管理者が通信機器、パソコン、複写機等運営に必要な備品等については、設楽町と指定管理者が協議のうえ、調達します。調達、設置及び使用にかかる経費等は、指定管理料で行う場合は、その備品等を設楽町に帰属するものとし、指定管理者が負担する場合は、指定管理者に帰属するものとします。

第7 修繕費等の分担について

修繕費については、1件20万円を超える場合、設楽町が負担します。設楽町で行う修繕については、毎年度予算の範囲内で修繕を行います。

第8 管理の基準等

本施設の管理の基準その他管理に必要な事項は、協定書及び仕様書によるものとします。

第9 申請に関する事項

(1) 申請者の資格

申請者は、施設の管理運営業務に関する知識を有し、当該施設を安全かつ適切に管理運営できる法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）、若しくは法人等を構成するグループとし、個人での申請はできません。

また、次に該当する法人等は、応募することはできません。

- i 愛知、岐阜、長野、静岡の各県内の何れかに事業所又は営業所（法人格を有しない場合は事務所等）を有しないもの（グループの場合は、グループの代表法人等が愛知、岐阜、長野、静岡の各県内の何れかに事業所又は営業所を有しないもの。）。ii 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規

定に該当するもの。

- iii 指定管理者申請書提出時において、設楽町建設工事等請負業者選定及び指名事務処理要領（平成 17 年設楽町告示第 6 号）第 5 条に基づく指名停止の措置を受けているもの。
- iv 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実があるもの。
- v 国税、県民税、設楽町税（設楽町外に住所のあるものについては、住所地における市町村税）について滞納があるもの（法人においては法人及び代表者。法人以外の団体においては団体の代表者）。
- vi 法人等の役員に次のいずれかに該当するものが含まれている場合。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(2) 複数申請の禁止

単独で申請した法人等は、グループ申請の構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることはできません。

(3) グループ申請に関する事項

協定の締結にあたっては、グループの構成員全てを協定当事者とします。申請後の連絡及び選定後の協議は代表の法人を中心に行うものとしますが、協定に関する責任はグループの構成員全てが負うものとします。

また、グループで申請する場合は下記の点に留意してください。

- ア 運営上の責任の明確化を図るため、構成員の数はできる限り少数とすること。
- イ グループの名称を決め、代表する法人等を定めること。
- ウ 申請後、代表者及び構成員の変更は原則認めません。

(4) 申請方法

申請書その他必要書類を、下記の提出先まで持参若しくは簡易書留で郵送してください。なお、郵送の場合は、提出期間内の必着とします。

(5) 申請に関する留意事項

- i 提出部数は、正本 1 部、副本 2 部とします。（副本は複写可）
- ii サイズは全て A4 判で統一してください。必要であれば図面等の添付も可。（図面等は折りたたんで A4 サイズとしてください）
- iii 証明書類は、証明年月日が申請書提出時の 3 ヶ月以内のもので、それぞれ発行官公署において定められた様式のものであること。
- iv 事業計画書等提出書類の著作権は申請法人等に帰属しますが、町は、指定管理者制度導入による施設の管理運営内容及び選定結果の公表等において、町が必要と認める場合には、申請法人等の申請書類の一部又は全部を無償で使用又は公表できるものとします。
- v 提出された書類は、設楽町情報公開条例の適用を受ける場合があります。

(6) 提出書類

申請する法人等又はグループ（以下「申請者等」という。）は、次の書類を提出してください。なお、町が審査の過程で追加して必要な書類の提出を求めることがあります。

書類名	様式	提出部数	留意事項
指定管理者指定申請書	様式 1 - 1	正 1 副 2	
グループ構成員表	様式 1 - 2	正 1 副 2	(グループ申請時のみ)
事業計画書	様式 2	3	

法人等の概要	様式 3	3	
誓約書	様式 4	正 1 副 2	
添付書類			
定款又は寄付行為		3	
法人登記簿謄本又は登記事項証明書		正 1 副 2	
貸借対照表及び損益計算書（過去 3 年分）		3	
申請日の属する年度及び翌年度の収支計画書		3	
役員名簿及び履歴書		3	
納税証明書		正 1 副 2	

・収支計画書は、指定管理料を上限額の範囲内で作成してください。

施設名	上限額
設楽町ふれあい広場 設楽町名倉水泳プール 設楽町田口テニスコート	43,400,000 円(税込) (3つの施設の合算値) ※当初年度のみ初期費用がある場合は、上限額を超えていいものの協議を必要とします。

(7) 事業計画書の記載内容

事業計画書は、仕様書を参考にして次に掲げる事項を記載してください。

- i 管理の基本方針
- ii 管理運営の基本的な考え方
 - ア 貴団体の経営方針
 - イ 施設管理運営方針
- iii 施設の管理運営計画
 - ア 業務を適切に行うための手法
 - イ 平等な利用確保のための手法
 - ウ 利用者増を図る手法
 - エ 利用者サービス向上のための手法
 - オ 自主事業の実施計画
 - カ PR活動の手法
 - キ 業務の一部を外部委託する場合の考え方
 - ク 安全管理への取組みについて
 - ケ 設備・備品の維持管理に関する考え方・取り組み方法
- iv 収支計画（自主事業は除く）
- v 経費節減及び効率的な運営への取組みについて
- vi 管理運営の実施体制及び組織
 - ア 管理運営組織
 - イ 職員の雇用関係等
 - ウ 通常の職員配置
- vii 個人情報保護に対する取組みについて
- viii 類似施設の運用実績
- ix その他
 - ア 管理運営業務の移行計画
 - イ その他

第 10 申請等のスケジュール

(1) 指定管理者の指定申請及び選定スケジュール

申請から選定までのスケジュールは次のとおりです。

なお、申請状況や選定委員会の審査状況等により期日に変更になる場合があります。

項 目	時 期
募集要項等の配布	令和 8 年 7 月 17 日(金) ～ 8 月 17 日(月)
施設見学	令和 8 年 8 月 24 日(月)
募集内容に関する質問の受付	令和 8 年 7 月 21 日(火) ～ 7 月 27 日(月)
募集内容に関する質問の回答	令和 8 年 8 月 3 日(月)
募集書類提出受付	令和 8 年 7 月 27 日(月) ～9 月 7 日(月)必着
選定委員会による審査	令和 8 年 9 月下旬
選定委員会選定結果通知	令和 8 年 9 月下旬
指定管理者の指定議決	令和 8 年 12 月定例会
協定の締結	令和 9 年 1 月中旬

(2) 募集要項等の配布期間及び配布場所

i 配布期間

令和 8 年 7 月 17 日(金) から 9 月 7 日(月) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分(必着)まで

(設楽町の休日を定める条例(平成 17 年設楽町条例第 3 号)第 1 条に規定する休日を除く。)

ii 配布場所

〒 441-2301

愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地

設楽町教育委員会 社会教育施設担当

* 郵送を希望する場合には、配布場所宛に 8 月 7 日(金)までに返信用封筒(定型外角型 2 号、宛名明記、切手貼付)を同封の上請求してください。

なお、設楽町公式ホームページ <http://www.town.shitara.lg.jp/> からダウンロードできます。

(3) 施設見学

i 日 時 令和 8 年 8 月 24 日(月) 午後 1 時から

ii 場 所 設楽町ふれあい広場
設楽町田口字後口 4 番地 4

iii 申込方法 出席希望者は、施設見学会参加申込書(様式 5)に必要事項を記載の上(2) ii の配布場所まで持参、郵送又は F A X、電子メールのいずれかにより 8 月 12 日(水)までに申し込んでください。

iv その他 参加人数は、申込 1 団体あたり 3 名を限度とします。

(4) 留意事項

i 無効又は失格

下記事項に該当する場合には、無効又は失格となる場合があります。

ア 申請書その他の提出書類の提出先、提出方法及び提出期限が守られなかった場合

イ 提出書類に記載事項の全部又は一部が記載されていない場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 書類作成にあたり、不正な行為があると認められる場合

ii 申請の変更

明らかな誤りや軽微な修正を除き、提出された指定申請書等の内容変更は認められません。

iii 申請の取り下げ

申請を取り下げる場合は、設楽町ふれあい広場等施設指定管理者指定申請取下

書（様式6）を提出してください。

iv 費用の負担

申請から業務の引継ぎまでに必要な費用は、すべて申請者の負担とします。

第11 審査及び選定に関する事項

(1) 一次審査

資格要件への適合状況、その他書類審査

(2) 二次審査（選定委員会による審査）

提出書類審査に加え、応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。指定管理者候補者を選定後、その結果に基づき町長が指定管理者候補者の決定を行います。

＊ 選定委員会の開催は9月上旬を予定しています。

(3) 選定結果等の通知及び公表

指定管理者の候補者の決定後、応募者全員にその結果を通知し、町ホームページで公表します。

(4) 審査項目

審査項目は、次のとおりです。

選定の基準	評価の内容	配点
施設の設置 目的をより 高めるもの であること	施設運営の運営方針は適切か。	30
	施設の管理運営に対する意欲・姿勢があるか。	
	利用者へのサービス向上への取組、接遇方針は適切か。	
	施設の利用を一層促進するための取組があるか。	
入場者の平 等性の確保	一部利用者、団体に対して不当に利用の制限又は優遇しているか。	10
	利用者の意見把握やトラブル・苦情処理の対応等は適切か。	
管理運営能 力確保、経 費縮減の取 組	収支計画は適正か。利用者数の目標設定について適切か。	40
	管理運営経費は妥当か。業務計画との整合性は図られているか。	
	管理業務の効率化と経費縮減の具体的方策があるか。	
	適切な職員の配置となっているか。	
	必要な職員の採用や確保の方策は適切になされているか。	
	町内からの雇用について計画されているか。	
	職員の指導者育成や研修体制について適切に計画されているか。	
団体の経営 状況	申請者は、管理業務を確実に実行する経営基盤を有しているか。	10
	施設管理に要する知識、技術、経験を有しているか。	
その他	地域の経済効果等に配慮した事業の実施や町内業者への発注などの具体的な提案がされているか。	10
	災害時における危機管理体制、事故やけがへの対応が確立しているか。	

第12 指定管理者の指定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

設楽町議会の議決（令和8年12月定例会を予定）を経て、指定管理者の候補者は指定管理者の指定を受けるものとします。

(2) 協定の締結

指定管理者の候補者選定後、候補者と細目について協議し、指定管理者として指定された後に協定を締結します。協定は、協定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

i 基本協定

ア 総括的事項

イ 業務の実施に関する事項

ウ 管理経費及び使用料に関する事項

エ 損害賠償及び不可抗力に関する事項

オ 指定の取り消し若しくは管理業務の停止又は指定期間満了後の措置に関する事項

カ その他の事項

(3) 指定の取消等

指定管理者が協定の締結までに次の何れかに該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

i 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき

ii 経営状況の悪化等により、指定管理に係る業務の執行ができないと認められるとき

◇本施設の管理運営に関する問い合わせ先

愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地

設楽町役場 設楽町教育員会教育課

電話 0536-62-0531

FAX 0536-62-1332

メールアドレス kyoiku@town.shitara.lg.jp